

訪日外国人等観光客の宿泊マナー向上のための コンテンツ作成及び周知啓発委託業務に係る 公募要領

今後とも増加が見込まれる外国人等観光客が、衛生的で快適に府内の宿泊施設で滞在でき、住民等とのトラブルを防ぐため、外国人等観光客の宿泊施設におけるマナー向上のための啓発動画等を作成し、関西国際空港をはじめ府内の各場所で放映等を行います。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務名

宿泊サービス向上等事業（訪日外国人等観光客の宿泊マナー向上のためのコンテンツ作成及び周知啓発業務）

(1) 業務の趣旨・目的

大阪を訪問する外国人は、大阪観光局推計で令和6年度に約1,400万人を超え、今後とも、大阪・関西万博の開催やIRの開業などもあり、増加することが見込まれる。外国人等観光客が、衛生的で快適に府内の宿泊施設で滞在できることは、安全・安心な観光に寄与するとともに、さらなる観光客の増加につながる。一方、近年、ゴミや騒音など観光客と住民とのトラブルも発生しており、これらを防ぐためには、外国人等観光客に宿泊施設におけるマナーを知ってもらうことが必要である。

そこで外国人等観光客の宿泊施設におけるマナー向上のための啓発動画等を作成し、関西国際空港をはじめ府内の各場所で放映等する。

(2) 業務概要

本事業で実施する業務は、以下のとおりとする。

- ・宿泊マナーに関する動画、静止画像及びポスターの企画・製作
- ・成果物を活用した周知啓発

詳細は、仕様書を参照すること。

(3) 委託上限額

23,160千円（税込） ※本事業を実施するすべての経費を含む。

2 スケジュール

令和7年5月16日（金曜日）	公募開始
令和7年5月23日（金曜日）	説明会開催
令和7年5月30日（金曜日）	質問受付締切
令和7年6月12日（木曜日）	提案書類提出締切
令和7年6月20日（金曜日）	選定委員会（プレゼンテーション審査）
令和7年7月	契約締結・事業開始
令和8年3月31日	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりとする。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配付及び応募書類の受付

ア 配付期間

令和7年5月16日（金曜日）から令和7年6月12日（木曜日）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 配付場所及び受付場所

大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課生活衛生グループ
住 所：大阪府中央区大手前三丁目2-12
電話番号：06-6944-9910

ウ 配付方法

上記「イ 配付場所及び受付場所」で配付するほか、環境衛生課ホームページ
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100090/kankyoeisei/accommodationservice/accommodationservice.html>) からダウンロードできます。（郵送による配付は行いません。）

エ 受付期間

令和7年5月16日（金曜日）から令和7年6月12日（木曜日）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1：1部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部、副本（コピー可）4部）

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部、副本（コピー可）4部）

エ 事業実績申告書（様式4：正本1部、副本（コピー可）4部）

※過去（公募開始日以前5年以内）に実施した類似のプロモーション事業の実績に関し、本業務へ活用できる関連性を記載してください。特に実績がない場合は、その旨を記載し提出してください。

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式5：1部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）

③ 委任状（様式7：1部）

- ④使用印鑑届（様式8：1部）
- カ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）
- キ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）
- ク ①法人登記簿謄本（1部）
- ・法人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）
- ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
- ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ケ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
- ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
- ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
- ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書
- サ 障害者雇用状況報告書の写し（以下のうち、いずれか1部）
- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し（※）
 - ・令和6年6月1日現在の状況について記載したもので、本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
- （インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
- ・令和7年4月1日現在の障がい者の雇用状況について（様式10）
- （※）は報告義務のある方のみ提出してください。

(3) 応募書類の部数

① 正本 1 部

- ・ (2)に記載する書類すべてを提出してください。
- ・ 共同企業体での参加の場合、カ～サについては、全ての構成員分の提出をお願いします。

② 副本 4 部

- ・ (2)に記載する書類のうち、イ～エの書類を提出してください。
- ・ 副本については、書類審査に用いるため、記名・押印をしないでください。また、提案者及び提案者名が特定できる情報（代表者、社章、所在地、電話番号、社員の情報等）を黒塗りするなどして、提出してください。

③ 電子媒体 1 部

- ・ (2)に記載する書類のうち、ア～エの電子媒体を提出してください。また、イ～エについては、記名・押印をしていない電子媒体を提出してください。
- ・ DVD-R又は電子メール（メールアドレス：kankyoeisei-g06@sbox.pref.osaka.lg.jp）により提出することとし、電子メールの場合は、受付期間内に電話（06-6944-9910）で受信の確認をお願いします。

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

ア 応募は 1 者 1 提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はモノクロ（白黒）でもカラーでも可とします。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本とも、1 セットずつ A 4 ファイルに綴った紙媒体を提出してください。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「宿泊サービス向上等事業（訪日外国人等観光客の宿泊マナー向上のためのコンテンツ作成及び周知啓発事業）」提案書
株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和 7 年 5 月 23 日（金曜日） 午後 2 時から 3 時まで

(2) 開催場所

オンライン開催

（Microsoft Teams を使用します。申込みいただいた方には別途視聴 URL をご連絡します。）

(3) 申込方法

- ・電子メールで下記アドレスまでお申し込みください。
 ※電子メールアドレス：kankyoeisei-g06@sbox.pref.osaka.lg.jp
 ※件名に「【説明会申込：宿泊サービス向上等事業】」と明記してください。
- ・電子メール送信後、必ず電話（06-6944-9910）で受信の確認をお願いします。
 （土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで）
 ※口頭、電話による申し込みは受け付けません。
 ※応募にあたって説明会の参加は必須ではありません。
- ・説明会では質問を受け付けません。質問がある場合は、「6 質問の受付」の方法により提出してください。

(4) 説明会への申込期限

令和7年5月22日（木） 正午まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年5月30日（金） 午後5時まで

(2) 提出方法

- ・質問票（様式12）により電子メールにて受け付けます。
 ※電子メールアドレス：kankyoeisei-g06@sbox.pref.osaka.lg.jp
- ・電子メール送信後、必ず電話（06-6944-9910）で受信の確認をお願いします。
 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）
 ※電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

イ 質問への回答は、環境衛生課ホームページに掲載し、個別には回答しません。

（掲載先 <https://www.pref.osaka.lg.jp/o100090/kankyoeisei/accommodationsservice/accommodationsservice.html>）

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査で、提出した企画提案書を補足する内容のスライドや映像を使用することは可能です。その場合、スクリーン、プロジェクターは、大阪府で用意しますが、それ以外に必要な機材（パソコン等）は提案事業者で用意してください。なお、持ち込みのパソコンとプロジェクターの接続方法は、HDMIケーブルによる接続のみとします。

※発表内容には、提案事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報を含めないでください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合には採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点	
動画、静止画及びポスターの企画・製作	・業務目的を十分理解した企画構成であるか。	5点	35点
	・提案は、外国人等観光客が興味・関心を持ちやすく、インパクトがあり、印象に残るようなものであるか ・提案は、外国人等観光客が楽しく自然に理解し、実行したくなる内容か。	15点	
	・ショート動画及びロング動画は、テーマに沿った内容となっているか。 ・静止画像は、テーマに沿った内容となっているか。 ・ポスターは、テーマに沿った内容となっているか。	15点	
観光客等への周知啓発	・広報戦略について、知見やノウハウに基づく具体的な提案となっているか。 ・時期、期間、時間帯等が適切に設定されているか。	15点	30点
	・外国人等観光客に効果的なプロモーション戦略となっているか。 ・発注者が指定するツール（関西国際空港及び Osaka Metro）以外に様々な媒体（SNS、メディアなど）を使用した幅広い周知となっているか。	15点	
独自提案	○動画、静止画像及びポスター ・提案事業者ならではの提案か。また独自提案は、本事業に効果的か（動画等の製作方法など）	5点	10点
	○成果物を活用した周知啓発 ・提案事業者ならではの提案か。また独自提案は、本事業に効果的か（空港や鉄道、宿泊施設、旅行会社等とのタイアップなど）	5点	
業務遂行能力	・業務を適正かつ確実に実施する体制及び能力等を有するか。 ・事業全体のスケジュールが妥当か。	7点	10点
	・本業務と類似した過去の業務実績があるか。	3点	
障がい者雇用	・常用労働者 40 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者 40 人未満の場合、1 人以上障がい者を雇用しているかどうか。	雇用有り（5点） 雇用無し（0点）	5点
価格点	価格点の算定式 満点（10点）×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格 （上記算定式で算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入する）	10点	
合 計		100点	

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を環境衛生課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100090/kankyoeisei/accommodationsservice/accommodationsservice.html>) において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点（うち、価格点、提案金額含む）
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。
この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
 - ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。